

理の実施、車両の点検整備の確実な実施など、事故防止を徹底していただけますよう、傘下会員企業に対して周知徹底をお願いいたします。

(2) 貸切バス事業者を対象とした事業者講習会及び街頭指導の全国一斉実施について

(配信日：R4.4.22)

貸切バス事業は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により著しく需要が減少しておりますが、今後、需要が徐々に回復していくことが予想されます。

今般、以下のとおり、貸切バス事業者を対象に事業者講習会及び街頭指導を全国一斉に実施し、車両の点検整備、運転者の健康管理、安全運行の徹底など、輸送の安全の確保を図ります。

【事業者講習会の概要】

- ①実施時期：4月下旬～7月中旬
- ②対象者：貸切バス事業者の運行管理者等
- ③講習内容：
 - ・運転者に対する指導監督の実施
 - ・健康管理の重要性
 - ・車両の点検整備の実施 等

【街頭指導の概要】

- ①実施時期：4月下旬～7月中旬
- ②実施場所：観光施設（駐車場）、高速道路SA、主要駅、空港等

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000492.html

(3) 「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を策定しました

(配信日：R4.4.1)

事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案は依然として多く発生しています。その中で高度の視野障害を有する運転者が、自身の疾患に気付かずに運転を継続している場合、信号や標識を見落とすなどにより、重大事故を引き起こす可能性が高まります。

このため、国土交通省では、産学官の幅広い関係者からご意見を頂きながら、運

転者の視野障害が原因となる事故を防ぐために自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を策定しました。

自動車運送事業者が本マニュアルを活用することにより、眼科健診の受診や治療の継続の必要性について理解が浸透し、事業者による自主的な視野障害対策の拡大が期待されます。

※本マニュアルについては、国土交通省・自動車総合安全情報ウェブサイトに掲載しています。下記リンク先をご覧ください。

→ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html>

※プレスリリース・マニュアルの概要版については、下記リンク先をご覧ください。

→ <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001473495.pdf>

(4) 令和3年度第4回「運行管理高度化検討会」を開催しました

(配信日：R4.3.25)

旅客や貨物の輸送の安全の確保のため、自動車運送事業者には、営業所に運行管理者を配置し、運転者に対する乗務前後の点呼や運行中の必要な指示等を行うことが求められています。他方で、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展は目覚ましく、運行管理における安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に向けた手段としてICTの活用が注目を集めております。

こうした背景を踏まえ、国土交通省では、昨年3月に「運行管理高度化検討会」を新たに立ち上げ、本検討会監督の下で実施する実証実験を通じて、遠隔点呼の導入に向けた機器の性能要件等、運行管理の高度化に向けた制度に関する検討を行うこととしました。

今年度の第4回検討会では、自動点呼に関する実証実験の進捗状況を踏まえて、乗務後自動点呼の認定制度構築に向けた最終取りまとめ案について議論しました。

○主な内容

- ・ 令和3年度運行管理高度化の検討スケジュールについて
- ・ 遠隔点呼の実証実験評価状況及び制度運用について
- ・ 乗務後自動点呼の制度化に向けた最終とりまとめについて
- ・ 運行管理高度化のシナリオ及び令和4年度検討スケジュールについて 等

※会議資料については、下記リンク先をご覧ください。

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・ フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

